

## 吹田貨物ターミナル駅地元説明会の要旨

日 時：平成 24 年 12 月 10 日 19 時～19 時 50 分

場 所：吹田市岸一公民館

参加人員：21 名

説明者：JR 貨物関西支社 萩原副支社長、柳経営企画室長

オブザーバー：運輸機構西日本支社、吹田市

| 主な質疑事項                                 | 質疑に対する見解   |
|--|--|
| コンテナホームが新たに 2 箇所新設されたのですか。             | 当初から計画されたものです。   |
| 貨物専用道路の出入り口はどこにあるのですか。                 | 城東貨物線と十三高槻線との交差点から少し北上した位置にあります。                                 |
| トラックの出入りは1日どのくらいあるのですか。                | 自動車は乗用車を含め1日 1000 台以内になるように致します。                                 |
| トラック、乗用車、ディーゼル機関車の不要なアイドリングを行わないこと。    | 不要なアイドリングを行わないようにして参ります。   |
| 罰則規定で違反した運転手だけでは意味がないのではないか。           | 罰則規定では、違反した場合、トラックも同様に出入り禁止に致します。                                |
| J R 貨物が違反した場合の罰則はないのか。                 | 罰則規定は、通運事業者が運行ルールを守らない場合のものであり、トラックを所有していない J R 貨物への罰則は考えておりません。 |
| 夜間工事を行わないと言いながら 1 ヶ月前も夜間工事を行った例がある。    | 通運事業者がルールを守らない場合があれば指導いたします。                                     |
| 苦情を含めこれからも意見を聞いてもらう窓口を設けて欲しい。          | 事柄によりますが、関西支社総務、現地の吹田貨物ターミナル駅を考えており、連絡先などは今後お知らせしたいと考えています。      |
| 最近ガタンガタンという音が静かになったが、レールの継ぎ目をなくしたのですか。 | 仰せのとおり、一部区間についてはロングレール化されています。                                   |
| 貨物専用道路から吹田市内の各所に出られるのですか               | 貨物専用道路からは、出入り口が 1 箇所しかないので、他の吹田市域の道路に出ることは出来ません。                 |
| 従来の 14 号線、十三高槻線はコンテナ車はあまり通らないということですか。 | 吹田貨物ターミナル駅以外の大阪貨物ターミナル駅などの車両は、現在でも走行しています。(吹田市)                  |